

改正案

現行

<p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）</p> <p>第三百二十二条 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に對してする營業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関は、その引き受けた信託につき、信託法（大正十一年法律第六十二号）（第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関（以下この条及び次条において「新受託者」という。）との間の營業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。</p> <p>2 新受託者（特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号））第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。）の新受託者を除く。以下この条において同じ。）は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）（又は受益者）（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託とし</p>	<p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）</p> <p>第三百二十二条 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に對してする營業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関は、その引き受けた信託につき、信託法（大正十一年法律第六十二号）（第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関（以下この条において「新受託者」という。）との間の營業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。</p> <p>2 新受託者は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）（又は受益者）（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第四項において「定型的信託」という。）に係る移転委託者又は移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。</p>
--	---

て政令で定めるもの（第四項において「定型的信託」という。）に係る移転委託者又は移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

3
11（略）

第三百二十二条の二 特定目的信託の受託者たる破綻金融機関について

前条第一項の規定による更迭が行われた場合は、新受託者は、遅滞なく、権利者集会（資産の流動化に関する法律第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。次項において同じ。）を招集し、当該更迭についてその承認を求めなければならない。この場合において、同法第八十三条第三項の規定は、適用しない。

2 権利者集会が前項の承認を求める議案を否決したときは、新受託者の当該特定目的信託に係る任務は、終了する。

3 信託法第四十五条の規定は、前項の規定により任務を終了した新受託者について準用する。

4 特定目的信託に係る前条第十項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「移転受益者又は信託管理人」とあるのは、「代表権利者（資産の流動化に関する法律第二条第十六項に規定する代表権利者をいう。）又は権利者集会（同法第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。）が決議をもつて定めた者」とする。

（新設）

3
11（略）